

妊娠出産にかかる費用助成事業について

猪名川町では、安心・安全なご出産を迎えていただき、お子さまの健やかな成長の一助となりますよう、妊娠、出産にかかる費用の助成事業を実施しています。

助成内容や助成方法については下記をご覧ください。

項 目	助 成 内 容 （ 助 成 金 額 ）	
妊婦健康診査費助成	14回まで	20,000円券：2枚 8,000円券：4枚 5,000円券：8枚
産婦健康診査費助成	2回まで (①産後2週目ごろ②産後8週以内)	5,000円券：2枚
新生児聴覚検査費助成	初回検査	ABR：5,000円上限、OAE：3,000円上限
1か月児健康診査費助成	1回 (出生後28日～生後6週未満)	6,000円券：1枚

※助成券は、兵庫県内医療機関（一部医療機関を除く）のみでご利用いただけます。

※ご利用の際は、交付時お渡しする「注意事項」および助成券裏面記載の注意事項を必ずご確認ください。

対象者

母子健康手帳の交付を受け、申請日かつ受診日に猪名川町に住民票のある妊産婦、乳児

対象費用

- ・医療機関・助産院で受診する妊婦健康診査・産婦健康診査のうち医療保険適用外の健康診査料金
- ・出生後入院中に実施する新生児聴覚検査（初回検査）料金
- ・医療機関で受診する1か月児健康診査のうち医療保険適用外の健康診査料金

助成（支払い）方法

- ① 兵庫県内の委託医療機関で受診する方は、医療機関での受診時にご提出ください。
- ② 兵庫県外の医療機関および①以外の県内医療機関で受診する方は、健診費用を一旦負担した後、医療機関で発行された領収書および明細書（各規定の回数以内）を持って、保健センターで請求手続きをしてください。（下記「償還払いのお手続き方法」参照）

償還払いのお手続き方法

※県外医療機関や、助成券が直接使用できない県内医療機関で受診の方

「償還払い」とは、一旦医療機関で全額をお支払いいただき、後日、領収書、診療明細書等を持参のうえ申請いただき、該当する助成額を本人様へお返しすることです。

手続き期間 ▶ 当該妊娠期間中の健診終了後から、出産後4か月ごろまで
(健診ごとでも、産後まとめても可能です)

必要なもの ▶ ・母子健康手帳 ・受診時または検査時の領収書（原本）および明細書（原本）
・助成券（※紛失された場合、償還払いの請求はできません。発券後の取り扱いにご注意ください）
・振込先のわかるもの（妊産婦本人名義の預貯金通帳、またはキャッシュカード）
・印鑑（ネーム印不可）

※代理の方が申請される場合は、身分証明書のご提示をお願いします。

ご連絡及びご不明な点は、下記までお願いします。

〒666-0233 猪名川町紫合字北裏763番地

猪名川町生活部住民課健康づくり室（猪名川町保健センター）

電話：072-766-1000